

埼玉県海外オンライン展示会等出展支援補助金交付要綱

(趣 旨)

- 第1条 県は、県内中小企業者等が海外への販路開拓を目的としたオンラインによる展示会及び商談会で使用する自社の事業や製品、技術等をPRするためのプロモーション動画等の作成について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 中小企業者 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業組合
 - 二 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
 - 三 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法第2条第2項、第3項及び第4項に規定する法人

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象は中小企業者、小規模企業者、個人事業主、又は特定非営利活動法人であって、次の全ての要件に該当する者とする。
- 一 県内に登記簿上の本店（個人事業主の場合は住民票上の住所地）及び主たる事業所を有すること。
 - 二 みなし大企業（同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）でないこと。
 - 三 組合等の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

- 第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助率は、別表1のとおりとする。補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象期間内に補助事業を完了し、補助対象経費の全額の負担が行われるものであることを要件とする。
- 2 補助事業の期間は、交付決定の日から補助事業年度の2月末日までとする。
 - 3 天災地変等、補助事業者及び当該補助事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより補助事業の期間内での事業完了及び経費の支払が困難となった場合等で、知事がやむを得ないと認めた場合は、知事の定めるところにより補助事業の期間を延長することができる。
 - 4 前項に基づき補助事業の期間の延長をしようとする場合は、前項に係る事情を説明する経緯書等を知事に提出し、指示を受けることとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は知事が別に定める日とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができない。

一 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合。

二 国税・県税及び国・埼玉県に対する債務の支払等の滞納がある場合。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）その他のその他反社会的勢力である場合、又は役員に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他反社会的勢力の構成員がいる場合。

四 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない場合。

五 補助を受けようとする経費について、国又は県・市・町・村もしくはこれに準ずる公的機関から類似する補助金を受けている、又は受ける見込みがある場合。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 補助金を交付しないことを決定したときは、様式第3号の不交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第4号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第5号の補助事業計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表2に掲げる変更とする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第7号の補助事業中止承認書により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、補助事業者が補助金の交付に附する条件や制限に違反した場合には、交付決定を取り消し、その通知を様式第8号により行い、補助金の返還を求めることができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業等が完了（補助事業等の中止の承認を受けたときを含む。）した日から30日以内又は令和4年3月10日のいずれか早い日までとする。

(補助の額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第10号の補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払いは、精算払いによるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第11号の補助金の交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業にかかる事業実施期間終了後の事業状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業に関連する海外ビジネスの状況等について、次年度以降5年間、年度ごとに様式12号を作成し、4月末日までに前年度の状況を県に報告しなければならない。

(補助事業等の公開)

第16条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助金額等）を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係) 補助対象事業、経費及び補助率等

<p>補助対象事業</p>	<p>海外への販路開拓を目的としたオンライン展示会や商談会等に参加するにあたり、自社の事業や製品、技術等をPRするためのプロモーション動画等の作成</p> <p>※ 一過性ではなく、将来にわたる継続的な海外ビジネス展開につながる取組であること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>下記の事業について外注（委託等）する場合に要する経費</p> <p>① 外国向けプロモーション動画作成（外国語のテロップやナレーションが付されたもの）</p> <p>② ホームページ多言語化</p> <p>③ デジタルパンフレット作成</p> <p>※自社で動画を作成、ホームページを翻訳、デジタルパンフレットを作成する際は原則補助対象とならないが、自社で動画を撮影し編集等を外注するなど、業務の一部を外注する場合の経費は含む</p> <p>※①～③の全てを実施することも、一部のみ実施することも可能</p> <p>※国又は埼玉県等の他の補助金の交付を受けた事業と同一事業については、本補助金の交付を受けることはできない</p>
<p>補助率</p> <p>補助上限額</p>	<p>補助率は補助対象経費の2分の1以内</p> <p>補助上限額は30万円</p> <p>補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

別表 2 (第 8 条関係)

<p>軽微な変更</p>	<p>【補助金の減額】</p> <p>補助金交付決定額について経費区分ごとに20%以内の流用又は減額であるもの</p>
---------------------	---